

導入しようとする 補助対象設備の区分	補助要件
コーポレーティブ・ソリューションシステム	<p>(1)不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。</p> <p>(2)常用の設備であること。</p> <p>(3)都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型電力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>(4)ガス使用量、発電電力量及び排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。</p> <p>(5)設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。</p> <p>(6)設備は、性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>(7)設置する設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しない事業であること。</p> <p>(8)補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。</p> <p>(9)設置することにより、排出されるCO<sub>2</sub>の削減が見込まれること。</p> <p>(10)災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること。</p>